

【論文】

オルドヌンク倫理学の哲学的基礎・近年の新展開と その理論的課題

The philosophical Foundation, new theoretical development,
and problems of “Ordnungsethik”

柴 田 明
SHIBATA Akira

目次

1. はじめに
2. オルドヌンク倫理学の基礎理論的考察：哲学的基礎付け
 - 2.1 オルドヌンク倫理学の基本想定
 - 2.2 リュトゲによるオルドヌンク倫理学の哲学的基礎付け
 - 2.3 リュトゲによる「道徳的余剰」の議論
 - 2.4 小括
3. オルドヌンク倫理学の新しい展開と近年の制度論における「合理性」
 - 3.1 オルドヌンク倫理学の理論的变化と基本的想定との「齟齬」
 - 3.2 近年の制度論における合理性
 - 3.2.1 「制度」とは何か
 - 3.2.2 「均衡」としての制度と「ルール」としての制度
 - 3.2.3 近年の制度論：ヒースの見解
 - 3.2.4 近年の制度論：ボウルズの見解
 - 3.2.5 近年の制度論：青木の見解
 - 3.3 小括
4. オルドヌンク倫理学の理論的限界と発展可能性
5. おわりに

(要旨)

本稿は、ドイツ経済倫理・企業倫理の代表的アプローチである「オルドヌク倫理学」の哲学的基礎付けに関する議論と、オルドヌク倫理学の近年の新しい展開を検討することで、その理論的課題を探ることを目的とするものである。最初にリュトゲによるオルドヌク倫理学の哲学的基礎付けを検討し、それが自己利益を重視するアプローチに依拠していることを確認した後で、オルドヌク倫理学の近年の展開を検討し、近年の展開が当初の想定と齟齬をきたしていることを指摘する。続いて、オルドヌク倫理学のような強い合理性を否定する近年の制度論も検討し、これらのオルドヌク倫理学における可能性について、彼らが重視する社会学者ルーマンの議論とも比較させて、その理論的意義と課題を検討する。

1. はじめに

われわれはこれまで、一貫してドイツの「経済と企業の倫理学 (Wirtschafts- und Unternehmensethik)」の代表的アプローチである「オルドヌク倫理学 (Ordnungsethik; Order Ethics)」の企業倫理における意義や限界について、多方面から検討してきた。オルドヌク倫理学は、経済学的な考え方を基礎として、個人のインセンティブに働きかける、制度やルールなどの「秩序」の構築を(経済と企業の)倫理学の課題としている点に特徴がある。

オルドヌク倫理学は、創始者のホーマンの段階では理念や基本的な考え方の提唱にとどまっていたが、弟子のズーハネク (A. Suchanek)、ピーズ (I. Pies)、リュトゲ (C. Lütge) らがオルドヌク倫理学を発展させていく段階になって、その理論的・哲学的基礎付けや実践的展開など、様々な議論が提示されるようになった。中でもリュトゲは、オルドヌク倫理学の基礎付けや各方面への応用を図るべく、英語による業績の発表を通して、オルドヌク倫理学の発展に多大な貢献を果たしている。彼のオルドヌク倫理学の基礎付けに関わる論考では、哲学者、倫理学者、経済学者など、様々な論者の論考が取り上げられ、オルドヌク倫理学の理論的整備を図ろうとしていることがうかがえる。他方、

ズーハネクやピーズは企業倫理へ関心を向ける中で、ホーマンとは異なる新しい展開を見せており、これら哲学的基礎という観点から注目に値するものとなっている。

本稿では、リュトゲの論考を出発点として、オルドヌク倫理学の論考において登場する様々な論者(哲学者、倫理学者、経済学者など)に焦点を当てることで、オルドヌク倫理学の哲学的基盤をより明確な形で浮き彫りにするとともに、ピーズらの近年の見解も検討し、オルドヌク倫理学の哲学的基礎と、近年の理論的展開を比較検討し、その理論的問題と限界を明らかにすることを目的とする。

具体的には、まず2節でオルドヌク倫理学の基礎理論的考察を行う。ここでは特に、彼らの基本的な見解と、リュトゲによる哲学的基礎に関する考察を手がかりとして、オルドヌク倫理学の基本的な立場を浮き彫りにする。続く第3節では、ズーハネクやピーズらによる近年の新しい展開と、その新展開に関連すると思われる、近年の制度論における「合理性」に関する見方を検討することで、オルドヌク倫理学の理論的展開の問題点を探る。4節では、3節の検討を踏まえ、オルドヌク倫理学の近年の展開における問題点とその解決可能性を、ピーズらによる近年のアプローチが依拠するルーマン (N. Luhmann) の理論を取り上げることで検討する。最後にまとめる。

2. オールドヌンク倫理学の基礎理論的考察： 哲学的基礎付け

2.1 オールドヌンク倫理学の基本想定

最初に、オールドヌンク倫理学の基本的な考え方を見ていく。

オールドヌンク倫理学は、“Ordnung”，すなわち「秩序」のレベルで倫理を実現しようとするアプローチである。オールドヌンク倫理学の問題意識は、高度に機能分化した現代社会において、これまでのように倫理規範を過度に個人に求めることは問題解決にならない、という点にある（Homann / Blome-Dress 1992; Vgl. auch Luhmann 1984）。近代以前においては、地縁や宗教などが倫理規範を担保し、個々人にそれを強要することで、ある程度社会の安定性が維持されてきたが、しかし現代社会は、法、経済、政治、教育など様々な機能システムに分化しており、個々人が同時にそれぞれに多重的に関わるようになると、個人の内面に単一の倫理規範を求めることは社会全体の問題を解決することはできない（Lütge 2012, S. 144）。

そこで、オールドヌンク倫理学では、個人ではなく「オールドヌンク」のレベルで倫理規範を考えるのだが、その際彼らは、規範の根拠付けについては不問にし、規範の実行のみに焦点を当てる。なぜなら、機能分化した現代社会においては、機能ごとに求められる規範は異なるのであり、唯一絶対の規範を究極的に根拠付け、それを実行させることを同時に考えるのは不可能だからである（Ebenda）。

オールドヌンク倫理学は、現代社会のような価値が多能的に存在する状況において、社会を安定させる“Ordnung”（秩序）のあり方を追求する。このようなオールドヌンク倫理学の考え方は、倫理学において「契約論的アプローチ」に位置づけられるものである。このような考え方は、例えばホブズ（T. Hobbes）やロック（J. Locke）、ルソー（J.-J. Rousseau）

のような社会契約論がその代表格であり、近年ではロールズ（J. Rawls）の正義論によって契約論的アプローチが再びクローズアップされている。

契約論的アプローチは、国民国家が成立する時代に形成されてきたアプローチであり、社会の統治がなぜ、いかようになされるのかを考えるものである。契約論的アプローチにも様々なヴァリエーションがあるが、基本的には自律的な人間が前提とされる。ここでは、人間は利己的な欲求を持っているとされるが、自己の利益を実現するために、他者と契約を結び、共存する道を選ぶのである。ここでは絶対的な善意や規範が問題となるのではなく、人々はそれぞれ平等に権利を持っており、お互いにそれを侵犯しないことが重要となる。

このように、契約論的アプローチでは自律した利己的な人間が前提とされるが、特にオールドヌンク倫理学では、前提となる人間像として「経済人仮説」が置かれている（Vgl. Homann 1994; Suchanek 1994; Kirchgässner 2013）。

「経済人仮説」とは、新古典派経済学において前提とされている人間像であり、「人間は経済合理性のみを考慮して行動する」とするものである。ここでは、その合理性を追求するにあたり、本来の人間が直面するはずの様々な制約が前提とされていない。つまり、経済人仮説においては、人間は自分の効用を最大化する際に必要な能力をすべて持っているという、いわゆる「完全合理性」が前提とされるのである。

このような完全合理性を持つ経済人は、現実の人間のあり方とはほど遠いものである。しかし新古典派経済学は、このような非現実的な人間像を前提とすることで、高度に数理的なモデルを構築することが可能となったのだが、こと倫理学において、「経済人仮説」のような人間像が前面に押し出されることは少ない。先に説明した契約論的アプローチは

確かに利己的な人間を出発点としているが、しかし経済人仮説のような極端に利己的な人間像が前提とされることはほとんどない。

そのような中でオールドヌンク倫理学が「経済人仮説」を前提とするのは、単一の倫理規範によって制御できないような機能分化した現代社会において、極度に他者とのつながりが増え、その分かれわれはつねに他者から搾取される可能性があり、まさにそこに（経済と企業の）倫理学の課題があると考えからである。

彼らによれば、倫理や道德の問題は、個人の選好や倫理観の問題ではなく、人間同士の相互作用の帰結である。その典型が、「囚人のジレンマ」に代表される「ジレンマ構造 (Dilemmastruktur)」である (Vgl. Homann / Pies 1991; Homann / Blome-Dress 1992)。

「ジレンマ構造」とは、われわれが他者と協働する中で、いくら各個人が相手を騙して搾取しようとする意図がないとしても、各個人としては相手の出方がわからないため、疑心暗鬼となり、たとえ相手の不利益になるにしても、自分の利益を守るための行動をしてしまうという状況である。「囚人のジレンマ」はまさにその典型的状況であり、個別の合理的行動が全体の合理性につながらないという状況のことである¹⁾。

このようなジレンマ構造を前にして、個々人が持つ倫理観や良心は役に立たないことになる。そこでオールドヌンク倫理学が重視するのが、“Ordnung”，つまり「秩序」である。この秩序には、例えばルールや法律、文化など、われわれの行為を方向づけるあらゆるものが含まれる。

このジレンマ構造を考える上で、オールドヌンク倫理学は人間を「経済人」と見なす。これは、オールドヌンク倫理学が実際の人間を経済人と見なしているからではなく、人間を経済人と見なした上で、反倫理的行為を抑制する「オールドヌンク」の機能性について判断す

ためである。オールドヌンク倫理学では、孤立的な人間行動でなく、他者との関係における人間行動、すなわち「行為 (Action)」ではなく、「反応 (Reaction)」を研究対象としているため (Homann / Blome-Dress 1992, S. 94ff.)、人間を、反事実的な「虚構」であり「ヒューリスティクス」である「経済人」とした上で、その経済人が特定の「オールドヌンク」の下でどのような反応をするのかを考えるのである。

上述のように、ジレンマ構造では自分の意図とはまったく無関係に、相手の行動に対する反応として、搾取から身を守る、いわば自衛的な行動を取ることがある。その結果、個々人にとっては合理的であっても、全体としてみれば非合理的な状態に陥る可能性がある。

ここに、人間が反倫理的行為を行う根源があると見なすオールドヌンク倫理学は、反倫理的行為を抑制する「モラルの体系的な場 (der systematische Ort der Moral)」を「秩序」にあると考える。「秩序」としては、例えば法律やルールなどの「制度」などが挙げられる。オールドヌンク倫理学では、人間を「ホモ・エコノミクス」と見なした上で、プレイヤーが対峙する状況でどのような反倫理的行為が発生しうするのかを考え、それを制度的アレンジによって抑制することを目指す。その判定を、彼らはいわゆる「ホモ・エコノミクス・テスト (Homo-oeconomicus-Test, H-O-Test)」 (Homann / Blome-Dress 1992, S. 95) によって行うとする。このテストをパスする制度を導入することで、倫理的状態を実現するのである。

このようなオールドヌンク倫理学の考え方は、ホーマンらも「新古典派的な分析道具」 (Homann / Blome-Dress 1992, S. 109) と呼ぶように、新古典派経済学的であり、ゲーム理論的であると言える。ここでは、人間という複雑な存在を詳細に規定せず、経済人として単純化した上で、制度などのフレームワー

クの考察に重点を置こうとするのである。

このような人間観は、ホームマンの弟子達にも受け継がれているようにも見える。例えばズーハネクは、ホームマンとの共著『経済学入門』(Homann / Suchanek 2005) や、彼の代表的業績である『経済学的倫理学 (Ökonomische Ethik)』(Suchanek 2007) においては、上述のホームマンと同様、「経済人仮説」に関する論述があり、基本的にホームマンの考え方を受け継いでいると言える。ただしズーハネクについては、近年の展開でそこから逸脱する動きを見せており、それについては後述する。またリュトゲは、「標準的な合理性」(Lütge 2012, S. 93) という表現によって、人間は経済合理性を追求した行動を取ると仮定されている。リュトゲにおいても、基本的にホームマンの考え方が踏襲されていると言える。

2.2 リュトゲによるオールドヌンク倫理学の哲学的基礎付け

以上、「オールドヌンク倫理学」について、特に創設者のホームマンの考える基本的な想定について明らかにしてきたが、近年、オールドヌンク倫理学の理論的發展に取り組んでいるリュトゲが哲学的な基礎付けを行っている。次に、そのリュトゲの主張を聞いてみよう。

まずリュトゲは、オールドヌンク倫理学の特徴を以下の9点にまとめている(Lütge 2012, S.112ff.)。1) 倫理規範の根拠づけは不可能である、2) 倫理規範は人間の存在と独立ではない、3) 倫理規範は個人の願望を表現したものではない、4) 倫理規範は全員の同意の結果である、5) 合意は、手続きないしルールを通してのみ実行される、6) ルールの有効性は、行為のディスコースでは絶対的なものとして、ルールのディスコースでは偶発的なものとして現れる、7) 全員にメリットをもたらすルールのみが遵守されるし、全員にメリットを約束するようなルールのみ

が選択される、8) インセンティブと両立可能にデザインされているルールのみが有効である、9) コミットメントは、それがあらゆる関係者にとって(長期的かつ全体として)メリットがある限りで、実行される。

これらの主張は、2.1 で取り上げたホームマンの考え方から導き出されたものである。これらを基礎付けるために、リュトゲは哲学的な議論を展開する。

リュトゲは、オールドヌンク倫理学を「自然主義を基礎とする倫理学 (Ethik auf naturalistischer Basis)」(Lütge 2012, S. 112) と定義する。ここで、倫理学における「自然主義」とは、メタ倫理学上の立場の1つであり、道徳的な事実、倫理的な規範や善、正義、義務といった倫理学上の概念が、自然科学的な方法、あるいは経験的な観点から説明できると考える立場であるⁱⁱ⁾。このような考え方は経験科学的な方法論と親和性が強く、経済学的方法によって、ルールや制度などの「秩序」にフォーカスして倫理学を構築しようとするオールドヌンク倫理学にとっては、「自然主義」の立場に依拠することはもっともなことのように思われる。

しかし、リュトゲが「自然主義的倫理学 (naturalistische Ethik)」と呼ばず、「自然主義を基礎とする倫理学」とするのは、自然主義的な方法に対する批判や「自然主義的誤謬ⁱⁱⁱ⁾」のような問題をはらんでいるからだという(Ebenda)。

ここでこれらの主張について詳細に検討しないが、リュトゲはオールドヌンク倫理学が、経験科学としての「社会科学」の観点から構築されるべきと考えており、それは社会において生じる倫理問題を解決したいというプラグマティックな問題意識があるからである。

このような「自然主義的な基礎」に基づいて、オールドヌンク倫理学は「哲学的契約理論」(Lütge 2012, S. 89) という倫理的立場を採用している。オールドヌンク倫理学が「契約論

的アプローチ」に位置づけられることはすでに述べたが、彼らの議論は、ブキャナン (J. M. Buchanan) の「立憲主義的経済学」における、構成員の「合意」に焦点を置くアプローチをベースとする (cf. Brennan / Buchanan 1985; Buchanan / Tullock 1962)。ブキャナンによれば、「合意」は、行為のレベルよりもルールレベルの方が容易に達成できる。行為のレベルで合意に至るには、調整のためにあまりにもコストがかかってしまうからである。ルールレベルで、ひとまず取り決めによって合意に至ることで、行為レベルの相違には目をつむるのである。このようなルールレベルでの合意を目指すのが、契約論的アプローチの核となる。

さて、オールドヌンク倫理学は、ルールや制度などの「オールドヌンク」のレベルで、人間に倫理的行為を行わせるようなインセンティブを持たせることに主眼を置く。倫理学の潮流には、個人の利己的な行為に制約を課して倫理規範を実現するアプローチがあるが、オールドヌンク倫理学はそのようなアプローチを否定する。彼らは個人のインセンティブを重視し、個人のインセンティブと倫理規範との同時実現を目指す。

このようなインセンティブ志向の倫理学の先駆者として、リュトゲはヒューム (D. Hume)、ゴティエ (D. Gauthier) とビンモア (K. Binmore) を挙げる (Vgl. Lütge 2012, S. 203ff.)。

ヒュームは、倫理学の主張に関して言えば、道徳感覚 (moral sense) を重視する立場から、「共感」を通じて倫理が生じると考えていたが、そのような道徳や倫理は、個人の利害に根拠があると見なしていた (Lütge 2012, S. 103ff.; cf. Hume 1739-40)。つまりヒュームは、人間は利己的な存在であり、そのままでは社会に「害悪」をもたらす可能性があるため、道徳や倫理を、いわば社会を安定させる機能を持つものとしてとらえていたのである。

よって、倫理的に振る舞うことは個々人にも結局メリットをもたらすのである。このように、ヒュームは、道徳や倫理が社会を維持、安定させる機能を持つという、道徳や倫理の機能的根拠を示したのである (Lütge 2012, S. 104)^{iv)}。

ゴティエもまた、自己利益に基づく道徳理論を構築している (Lütge 2012, S. 104ff.; cf. Gautier 1986)。ただしゴティエは、ヒュームのように人々の「共感」に頼ることはせず、人間の自己利益のみに依拠した道徳理論を展開する。ゴティエの道徳理論によれば、自己の利益を最大化しようとする個人は、自分の利益のために、あえて自己利益の追求を制限して道徳を遵守する。このような個人は「相対的譲歩のミニマックス原理 (minimax relative concession; MRC)」に従い、もっとも悪いケースで生じるデメリットを最小化することに関心を持つため、自己利益を最大化するために自らの行為に制限をかけるのである。この考えにおいては、囚人のジレンマのような、相手に裏切られる可能性は考慮されていない。一般的に、相手に裏切られることを防ぐためには、サンクションが必要とされる。しかしゴティエは、サンクションは政治的な解決策であり、道徳的な解決策ではないと考える (cf. Gautier 1986)。道徳は、自己利益に沿う形で、あくまで自発的に実行されなければならないというのである^{v)}。

またリュトゲによれば、ゲーム理論家で哲学者でもあるビンモアの考え方も、オールドヌンク倫理学の基礎をなしているという (Vgl. Lütge 2012, S. 141ff.; cf. Binmore 2005)。ビンモアはゲーム理論の観点から正義を論じているが、彼の議論は自然主義的な契約論に属するものであり、オールドヌンク倫理学との親和性は高い。また彼の理論は、進化論的な立場にも立っている。

ビンモアは、社会の安定性を考える上で、制裁やインセンティブでは担保できないよう

な、ある行為に対する個々人の「コミットメント」に注目する。コミットメントとは、「人間を拘束する現在の行為であり、それを将来取り消すことはできない」ものである。これは、コミットすることでデメリットが生じるかもしれないが、全体としてはメリットがあると信じるがゆえに、あえてコミットメントを行う、ということである。これもまた、利己的な人間像から導き出される議論であり、また人間が「長期的な利益」を追求すると想定する際に前提とされる議論である。

以上のヒューム、ゴティエ、ビンモアの議論に共通するのは、道徳や倫理を利己的な人間観と自己利益の追求という観点から考察している点である。その点で、オールドヌンク倫理学の主張する、個人の自己利益を追求する立場と整合的である。しかし、ヒュームはそれ以上の考察を行っておらず、またゴティエは、自己利益を追求する人間を前提とすればルールは必要ないと想定するが、しかしオールドヌンク倫理学は、道徳に沿った行動を導き出すために、制度やルールのレベル、すなわち「秩序」のレベルに依拠するべきだと考える。この点に、ヒュームやゴティエとオールドヌンク倫理学との違いがある^{vi)}。

2.3 リュトゲによる「道徳的余剰」の議論

以上のリュトゲの分析から、オールドヌンク倫理学が、契約論的アプローチの伝統に沿い、個人の「自己利益」を出発点とした（経済）倫理学を構築しようとしていることがうかがえる。オールドヌンク倫理学では、個人が自己利益を貫徹させるために、個人のインセンティブに訴えかける「オールドヌンク」を構築し、その観点から、倫理的行動を実現するという立場をとる。

このような考えを浮き立たせるために、リュトゲは、自らの主張と反対の論者の主張を並べ立て、それらの主張に批判を加える形

で自らの主張を展開する。その際、自らの立場に反する主張、すなわち道徳を、時に自己利益に反するとしても、社会全体をまとめるために必要なものとしてとらえる論者を挙げ、彼らが主張する道徳を「道徳的余剰 (moralische Mehrwert; Moral Surplus)」と呼んでいる。その論者として、ハーバマス (J. Habermas) とロールズ (J. Rawls) が挙げられている (Vgl. Lütge 2012, S. 123ff.; cf. Luetge 2015)。

ハーバマスは、彼の「ディスコース倫理 (Diskursethik)」における「合理的動機」に関する議論の中で、戦略的合理性とコミュニケーションな合理性を区別し、後者の、我々のディスコースにおける合理性を重視すべきとしている (Vgl. Habermas 1981)。彼のいう「生活世界 (Lebenswelt)」は、自己利益の最大化のようなインセンティブ重視の戦略的合理性のみでなく、文化や社会規範などに特徴づけられており、そこでの「発話行為 (Sprechakte)」がガギとなる「合理的動機」に支配されている。リュトゲによれば、これは、個人のインセンティブや利益を超えた、「道徳的余剰」と見なされるべきものである (Vgl. Lütge 2012, S. 124ff.)。

ロールズの「公正としての正義」も、リュトゲによれば、社会を安定させるために不可欠な「道徳的余剰」である (Vgl. Lütge 2012, S. 128ff.; cf. Rawls 1971)。ロールズの正義の原理は、「無知のヴェール」という概念を用いることで、様々な諸状況から独立した観点に立って議論を提示している。つまり、ロールズの正義の観念は、個人の利益や様々な特殊な状況から離れて存在するものであり、制度やルール、サンクションによって保証されるものではない。

リュトゲによれば、ロールズの議論は形而上学的なものではなく「政治的」なものである (Lütge 2012, S. 128)。というのも、ロールズの議論はあらゆる立場を包括するような

視点は不可能だと考えており、むしろ対立する立場をいかに調停するのかという点に関心があるからである。その際、各人が持つ立場を維持しつつ、社会における協働行為を達成するには、法律などの基本的な枠組みが共有されている必要がある。

ロールズは、そのような多様な立場とは独立して、様々な人々が共通して同意できる正義の構想を提示している (Rawls 1971)。それは、超越的な視点からなされる包括的な合意ではなく、いわば「重なり合う合意」とも言うべきものであり、現実の社会のあり方に即した構想であるように思われるが、しかしリュトゲによれば、このロールズの構想も「道徳的余剰」を前提とする。この構想において、ロールズの「正義論」における諸想定は維持されている。それらは基本的に、諸個人をとりまくさまざまな諸状況をすべて捨象した「原初状態」において想定される「正義」を前提としている。これは個人の利害やインセンティブから独立して存在し、憲法や法律、制度などの「秩序」あるいは「体制 (Verfassung)」とは異なるものである。リュトゲによれば、まさにこれが「道徳的余剰」の位置づけにある^{vii)}。

2.4 小括

以上、オールドヌンク倫理学の基本的な発想を、その基礎となる哲学者のアプローチ、そしてオールドヌンク倫理学が批判するアプローチを見ることで浮き立たせてきた。

ここで明らかになったのは、まずオールドヌンク倫理学が自己利益を最大化しようとする個人を想定し、利他的行動をはじめとする、自己利害を抑制あるいは犠牲にするような行為を倫理的と想定していないことである。

オールドヌンク倫理学は、カントの義務論的アプローチに代表されるような、何らかの(絶対的)倫理規範を設定し、その観点から倫理的行為を導出しようとするアプローチを否定

する。ハーバマスの「コミュニケーションな合理性」、あるいはロールズの「無知のヴェール」もまた、オールドヌンク倫理学から見れば、自己利益を超えた概念であり、個人のインセンティブに沿うものではないため、持続可能なものではない。

一方、オールドヌンク倫理学は個々人の内面には一切立ち入らない。例えばオールドヌンク倫理学の源流として挙げられたヒュームは、利己的な人間を出発点としつつ、「共感」を重視した道徳哲学を展開したが、オールドヌンク倫理学は、先に示したとおり人間を虚構の「経済人」と仮定し、その現実性をいわば無視した上で、むしろ経済人仮説の下に想定される反倫理的行為を抑制するための「秩序」のみに焦点を当てる。この点について、上に挙げた哲学的アプローチにはない点であり、オールドヌンク倫理学の独自性を表すものと言える。

3. オールドヌンク倫理学の新しい展開と近年の制度論における「合理性」

3.1 オールドヌンク倫理学の理論的变化と基本的想定との「齟齬」

以上、2節ではオールドヌンク倫理学の哲学的基礎をめぐる議論について見てきた。しかし、2節で取り上げたオールドヌンク倫理学の考え方から、具体的にどのような「秩序」を形成すれば、反倫理的行為を防ぐことができるのか。オールドヌンク倫理学では、そのような具体的な実践的・政策的主張はあまりなされておらず、むしろ理念的・哲学的アプローチが中心となっている。

「経済人仮説」を前提とする彼らのアプローチは、上で述べたとおり、考え方としては新古典派経済学のアプローチに近いものである。彼らは、ベッカー (G. Becker) の言うような、経済学的手法を用いて社会の分析を行うという、いわゆる「経済学帝国主義」の立場を取っ

ている。このような立場からの提言としては、近年では例えば、「マーケットデザイン」「社会的選択理論」のような、いわゆる「メカニズムデザイン」の分野が挙げられる。これについては、例えば電波オークションなどの分野で実際の政策提言も行われており、ノーベル経済学賞も授与されているが、方法論的個人主義の立場から、人間が合理的な選択を行うと仮定し、その仮定の下で、いかなる政策であれば有効な行動を引き出せるのかを分析するものである。

このような分析は、経済倫理・企業倫理にも応用可能だと考える。あるべき状態を設定した上で、そのような状態の実現に向けて、個々人のインセンティブに働きかけるような制度やルール、つまり「秩序」を設定するという点で、オールドヌンク倫理学の考え方と合致するだろう。

しかしながら、彼らの議論では、そのような具体的な政策的分析についての見解は見られない。またメカニズムデザインについての言及もない。

むしろ、上で見たようなオールドヌンク倫理学の基本的想定、すなわち「経済人仮説」に基づくアプローチは、近年徐々に変化しているように見える。

前節でその主張を検討したリュトゲは、ホーマンの考え方に比較的忠実であり、議論の前提に人間の「標準的な合理性」(Lütge 2012, S. 93)をおいている。しかしながら他方で、リュトゲはたびたび「不完備契約」にも言及する(Lütge 2012, S. 145f.)。不完備契約とは、新古典派経済学において想定されているような、あらゆる事態をすべて想定して契約書を作成できるとする「完備契約」とは異なり、必ず想定外の事態が発生するので、契約にすべての事態を書くことはできないと考えるものである。不完備契約論は近年の経済学において主流となっている考え方であるが、ここでは経済人仮説における「完全合理

性」ではなく、サイモン(H. A. Simon)に端を発する「限定合理性」の仮説と親和性が高い。人間が限定合理的であるからこそ、契約が不完備となるのである。この点についてのリュトゲの見解は見られないが、不完備契約を議論の前提とする場合、少なくとも経済人仮説のような強い合理性を想定することは難しいように思われる。

また、上で取り上げたホーマンの高弟ズーハネクは、当初は師匠のホーマンと同様「経済人仮説」にこだわっていたように見えたが、近年の著書『企業倫理—信頼に投資する』(Suchanek 2015)において、人間の合理性に関して特別な想定をしていない。むしろズーハネクは、「信頼」に焦点を当てることで、オールドヌンク倫理学の枠組みから離れているように見える。

「信頼」という現象はこれまで様々に分析がなされてきたが、ズーハネクは信頼について、オールドヌンク倫理学の伝統に従った「秩序」の観点のみでなく、主観的あるいは心理的な観点も取り込み、最新の行動経済学の知見に沿った見解を示している。この意味で、当初のホーマンの想定を超えた企業倫理論の展開を画策していると言える。つまり、「秩序」の側面のみでなく、「人間」の側面にも踏みこもうとする展開である^{viii)}。

またズーハネクは、企業倫理の課題を「信頼への投資(Investieren in Vertrauen)」とする。例えばエージェンシー理論におけるプリンシパルとエージェントの関係においては、限定合理性と機会主義の想定から、つねにお互いに搾取される可能性がある。ここであえて、そのような搾取をしないことを相手にシグナルするような様々な措置に「投資」を行うことで、協調的行動を引き出し、双方のメリットを実現するのである。

そのような投資は、経済学において「コミットメント」と呼ばれる行為であるが、ズーハネクをはじめとして、近年のオールドヌンク

倫理学においては、「信頼への投資」「将来への投資」「長期的な利益のための現在の犠牲」にコミットメントすることを経済倫理・企業倫理の課題と見なしている。オールドヌンク倫理学の当初の「経済人仮説」の仮定と整合的か、議論が必要であろう。確かに経済人は完全に合理的に行動できるので、そのような利益の獲得を目指して、短期的な利益を犠牲にして、倫理的な行動に「コミットメント」という解釈は可能である。これはゴティエの主張でもあった。しかしながら、「将来への投資」「長期的な利益」という時、どれくらいの期間なのか、どれくらいのリターンがあるのか、詳細な規定はない。あるいはそもそもこの概念は、利己的な動機ではなく、まさに「道徳的余剰」として、人間が本来持つ利他的な行為として説明されるものでもある。

「経済人仮説」と「長期的な利益」をどのように制度などの「秩序」によって接続するのか、理論的に見て不明瞭な部分が残っているといえる。

さらにズーハネクは、ホーマンのいう「行為」と「秩序」の二元論的アプローチを拡張し、3次元アプローチを展開する（Suchanek 2015, S. 17ff邦訳18ページ以下）（以下の図1を参照）。ズーハネクは、われわれの行為のレベルである「ゲームの進行」のレベル、ルールや制度などのレベルである「ゲームのルール」という、ホーマンが示した2次元のレベルに加え、「ゲームの進行」や「ゲームのルール」を方向づける「ゲームの理解」という新たなレベルを付け加えたのである。「ゲームの理解」のレベルは、個々人の意図や考え方、文脈、文化や世界観などが関わる。われわれ

図1 ズーハネクによるゲームの進行, ゲームのルール, ゲームの理解 (Suchanek 2015, S. 18)

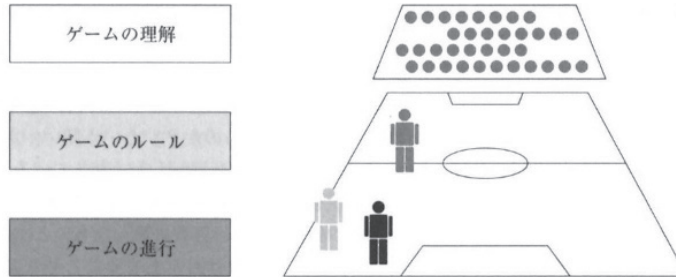
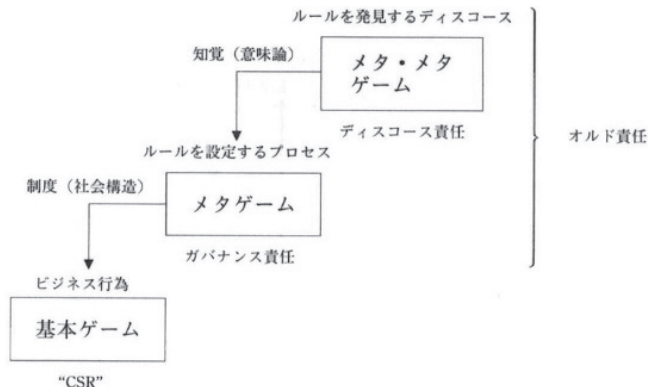


図2 3つの社会的アリーナ (Pies / Hielscher / Beckmann 2009, p. 386)



の行為やルールは、そのような「ゲームの理解」に影響を受けている、ということである。

また、ズーハネクと同じくホームンの高弟で、「オールドノミクス (Ordonomik) (オールドノミック・アプローチ (Ordonomic Approach))^{ix)}」を展開するピーズ (I. Pies) も、ズーハネクと類似の3次元モデルを展開する。具体的には、われわれの行為のレベルである「基本ゲーム」のレベル、基本ゲームの規制するルールのレベルである「メタゲーム」のレベル、そしてこの「メタゲーム」のレベルを方向づける「メタ・メタゲーム」のレベルという3次元モデルである (Vgl. Pies 2015; Pies / Hielscher / Beckmann 2009; Beckmann 2010; Beckmann / Pies 2016) (図2参照)。

このピーズらの3次元モデルは、先に見たズーハネクの3次元モデルと類似したものである。すなわち、ホームンの2次元モデルを拡張し、行為やルールを方向づける、意味や文化、規範のレベルを設定したのである。ピーズらは、このレベルを「ルール発見」のレベルとしている。彼らはこのレベルを、どのようなルールが望ましいのかといったことについての議論を行うものだと見ているが、ズーハネクのいう「ゲームの理解」のレベルに類似したものを見てよいだろう^{x)}。

ピーズらの「オールドノミクス」は「合理的選択 (Rational-Choice)」のアプローチを前提としている。そこでは、人間は合理的な選択を行うと仮定されており、「経済人仮説」という明確な仮説が置かれているわけではないが、合理的な人間観が前提とされている。しかし、上で見た「メタ・メタゲーム」における意味や文化、理解、世界観といったレベルは、人間の合理的な選択の結果表れたものなのだろうか。

彼らは、人間の「選好」ではなく「制約」に働きかけるという考え方により、選好は所与として、人間行動に倫理的行為をさせるよ

うな制約条件を、ルールや制度などの「秩序」レベルでの政策によって設定する。

そのような考えに従えば、「メタ・メタゲーム」のレベルは「制約」ということになる。しかしながら、「ゲームの理解」あるいは「メタ・メタゲーム」における、意味や文化などの側面は、人間行動の「選好」に十分に影響を与えているのではないだろうか。

以上のようなオールドヌンク倫理学の近年の議論は、「経済人仮説」のようなきわめて合理的な人間観とは適合しない観点も含まれているように思われる。むしろ、非合理的な人間像、あるいは非個人主義的な考え方を導入する方が、理論的に齟齬がないとさえ考えられる。

他方で、近年制度論や経済学の分野において、「経済人仮説」のような、合理的な人間行動の仮定を疑問視し、それとは異なる観点から、人間の倫理的行動や社会的行動を分析するアプローチが登場している。このような考え方は、オールドヌンク倫理学の発想と根本的に異なる前提に立ちつつも、オールドヌンク倫理学が近年注目している、意味論的な分析やディスコースへの関心などともつながる展開となっている。そもそも、オールドヌンク倫理学は制度論的な発想がベースにあるものの、これら新しい展開についてはあまり触れられていない。しかし、オールドヌンク倫理学がこのような理論的展開を見せるのであれば、検討すべきアプローチであるように思われる。

次節で、そのようなアプローチの概要を検討し、オールドヌンク倫理学にとっての意義、その近年の展開との関連可能性などについて検討したい。

3.2 近年の制度論における合理性

1) 「制度」とは何か

オールドヌンク倫理学における「オールドヌンク」の代表格が「制度」である。そもそも制度とは何だろうか。

例えば経済史家でノーベル経済学賞受賞者であるノース (D. North) は、「制度は社会におけるゲームのルールである。あるいはより形式的に言えば、それは人々によって考案された制約であり、人々の相互作用を形づくる。したがって、制度は、政治的、社会的、あるいは経済的、いずれかであれ、人々の交換におけるインセンティブ構造を与える」(North 1990, p.3, 邦訳3ページ)と述べている。このノースによる定義は、オールドヌンク倫理学における理解にかなり近いものであろう。「ゲームのルール」である制度は人間行動の制約となり、インセンティブを与えるものなのである。

また比較制度分析を提唱した青木昌彦は、制度とは「社会ゲームが繰り返しプレイされ、またそうプレイされるべき、仕方についての共通認識されているパターンである」(Aoki 2010, p.69, 邦訳88ページ)としている。

さらに経済史家のグライフ (A. Greif) は、制度を「(社会的) 行動に一定の規則性を与えるルール・予想・規範・組織からなるシステム」と定義している (Greif 2006, p.30, 邦訳27ページ)。

以上のように、「制度」は、我々の行動を方向づけるものであり、「制約」となって表れるものである。制度は我々の行動に規則性を与え、その結果、「秩序」をもたらすのであり、我々の社会生活の根幹をなすものと言える。例えばグアラ (F. Guala) によれば、「制度」が存在するのは、「制度が人々の生活を改善する」、すなわち「制度がある方が無秩序よりも良い」(Guala 2016, p.5, 邦訳26ページ)からである。制度に関わる人々は、そこから何らかのメリットが得られると考えて制度の導入を選択するのである。

2) 「均衡」としての制度と「ルール」としての制度

さて、このような特徴を持つ「制度」につ

いては、これまで様々な議論が展開されてきた。本稿との関連で重要な議論として、上述のグアラによる、制度を「均衡」としてとらえるアプローチと、「ルール」としてとらえるアプローチの2つが存在するという議論がある (cf. Guala 2016, p.10ff., 邦訳32ページ以下)。

制度を「均衡」としてとらえるアプローチによれば、個々人が制度に従うのは、彼らがそれに対する「インセンティブ」を持っているからだという。つまり、制度に従うことで利益を得られるために、個々人が制度に従うインセンティブがあり、それを全員が理解し、実行すれば、制度は安定的なものとして「均衡」するのである。

他方、制度を「ルール」としてとらえるアプローチは、「ルール」である「制度」を、「社会的相互作用に携わる諸個人の行為を誘導する」(Guala 2016, p.xxiv, 邦訳10ページ)ものとしてとらえる考え方である。これは、ルールが個人の合理的な選択の結果、均衡して存在しているものと考えてのではなく、いわば選択以前から存在している、行動を統制するもの、あるいは行動を適切にするもの、として理解される。

グアラによれば、均衡的アプローチの伝統は、歴史的にはコーディネーション問題の研究から派生しているという (Guala 2016, p.11, 邦訳33ページ)。代表的な例は、「右側通行」か「左側通行」という「交通ルール」をめぐるゲームであるが、コーディネーション問題を取り扱う「コーディネーション・ゲーム」では、例えば全員が「右側通行」を選択するようコーディネーションできれば、全員が円滑な交通という利益を得られるのであり、だからこそ、全員がそれに従うインセンティブがある。その意味で、人々の行動がインセンティブによって「均衡」するのである。

オールドヌンク倫理学の考え方は、個人のインセンティブにあわせた秩序の形成を目指す

ものであり、このような均衡アプローチの流れに位置づけられるものと言えよう。均衡アプローチにおいて、交通ルールのような制度は、個々人がそのようなルールから利益が得られると合理的に判断し、それに従う意思決定をした結果成立したもののなのであり、人間個々人の合理性を前提とした議論に沿うものである。この意味で、均衡的アプローチは、「『ルールは人々がコーディネーション問題を解決するのに役立つという理由で存在する』という形式の機能的説明を指示する」(Guala 2016, p.30, 邦訳58ページ)のである。

しかしながら、例えば先の交通ルールをめぐるコーディネーション・ゲームを取ってみれば、右側通行でも左側通行でも、個々人が得られる利益は基本的に同じである。いわば、「右でも左でもどちらでもいい」のであって、どちらかに決まりさえすれば良いのである。例えばこのような「複数均衡」の状況においては、どちらが選択されるのだろうか。そこに論理はあるのだろうか。

このような選択問題に対し、均衡アプローチの観点に立った合理的な回答は難しいように思われる。選択においては、例えば歴史的な経緯や文化的な意識、あるいは関係者がそうと認識できる「フォーカルポイント」などが選択基準となるが、いずれも合理的な選択の結果ではない。

このような側面については、「均衡」としての制度という考え方より、「ルール」として制度を考える方が適切であろう。そのようなルールが、例えば社会の文化に根ざすものだったり、あるいはその社会の歴史的な経緯、つまり「経路依存性」を持った結果だったりする場合、それらは人間の行動の前にすでに存在するルールなのであり、「経済人仮説」あるいは「合理的選択アプローチ」を取るオールドヌンク倫理学の基本的想定とは相容れないものである。

3) 近年の制度論：ヒースの見解

近年の制度に関する議論において、「均衡」アプローチ、あるいは「経済人仮説」のような「合理性」を前提とする旧来のアプローチを批判的にとらえようとするものが登場している。

例えばヒース (J. Heath) は、「経済人仮説」に代表されるような、経済的合理性を過度に重視し、道徳性や規範性を軽視する議論(道具的合理性)を疑問視し、むしろ道徳性が合理性の基礎にあることを、きわめて幅広い研究分野の探求から明らかにしている (cf. Heath 2008)。ヒースは、囚人のジレンマに代表されるようなゲーム理論的アプローチにおいて、人間が相手を裏切る行動をとると想定されている場面でも、われわれ人間は協調的行動をとる場合があるという事実から、われわれがルールに従うのは、自己利益を求める、あるいはサンクションを避けるといった理由からだけでなく、共同体の中で言語を通して生成された「社会規範」もわれわれの行動を規定するのであり、それが合理性の根源となる、としている。つまり、「われわれは合理的だからルールに従う」のではなく、「ルールに従うという規範があるから合理的」なのである。いわば「真空」の中での行為に関して導き出された「合理性」ではなく、歴史の経過の中で獲得された互恵性や同調性などによって規範性をおびた「合理性」を前提とすべきなのである。よってヒースにおいても、規範的同調性、あるいは文化的依存性がわれわれの行動に大きな影響を及ぼしているといえる。ヒースの議論は、「感情」のような、人間の内面にあり、生物学的に進化してきた側面と、人間の外部にある「文化」や「規範」の相互作用から「合理性」を議論していると考えられる。

4) 近年の制度論：ボウルズの見解

ボウルズ (S. Bowles) もまた、経済人仮

説に基づく人間行動の非現実性を批判する (cf. Bowles 2016)。彼は奇しくも、オールドヌク倫理学と同様、ヒュームを出発点とする。先に述べたとおり、ヒュームは人間が利己的に振る舞うことを出発点としていた。オールドヌク倫理学はこれを「経済人仮説」と重ね合わせることで、道徳や倫理の必要性を説くが、ボウルズは近年の様々な研究成果、とりわけ行動経済学のような実験的な手法を用いたアプローチの成果をふんだんに参照し、ヒュームやオールドヌク倫理学が想定する「インセンティブに基づく政策」は、むしろ反倫理的行為さえももたらす場合がありうるとする。

有名な例が、託児所に子供を預けている親が、子供を迎えに来る時間に遅れた際に、その親に罰金を科すという事例である (Bowles 2016, p.45, 邦訳3-4ページ以下)。これは、罰金、つまりサンクションを課せば、合理的なアクターはサンクションを恐れて遅刻をしないようになるというインセンティブを持つと想定されるところ、実際には遅刻数は二倍になったというものである。ここでは、罰金を支払うという行為が、自身の内面にある「遅刻をすることへの後ろめたさ」を減らすこととなり、結果として親は堂々と遅刻できるようになったと想定され、つまりアクターへの倫理的行動のインセンティブづけが、反倫理的行為を誘発したということである。

このように、「経済人仮説」のような合理的な人間行動とインセンティブに基づく（倫理的）政策は、場合によっては反倫理的行為という真逆の結果をもたらすのである^{xi)}。

ボウルズは、従来の経済学者は、インセンティブと道徳が「加法的に分離可能」(Bowles 2016, p.22, 邦訳21ページ)と見なしてきたという。これは、「一方における変化の効果が他の方のレベルに依存しないことを意味している」(同上)。つまり、インセンティブが変化しても、それは道徳に影響を与えない、と

いうことである。

しかしそれは、先述の託児所の事例からみると適切な想定ではない。ボウルズによれば、インセンティブやサンクションのような「道具的動機」の他に、それらなしに自発的に行動を起こす「内発的動機」あるいは「倫理的かつ他者考慮の動機」もまた、倫理的行為に影響を与えるし、道具的動機と内発的動機・倫理的かつ他者考慮の動機は分離できないのである。そのような動機は、「社会的選好」(Bowles 2016, p.45, 邦訳40ページ)とも呼ばれるものであり、「利他主義、互恵性、他者を助けることから感じる内在的な喜び、不平等の回避、倫理的なコミットメント、この他に自分自身の富や物質的利得の最大化に忠実であるよりも、他者を助けるように人々に働きかけるような動機」(Bowles 2016, p.45, 邦訳40-41ページ)などがそれに該当する。

標準的な経済学では、道具的動機のみを考え、それに対するインセンティブを与える、とすることで議論は終了する。他方ボウルズは、インセンティブが社会的選好あるいは内発的動機に正あるいは負の効果を与える場合があるとする。前者を「クラウディングイン」、後者を「クラウディングアウト」と呼ぶ。また、その効果がまったく存在しない場合は、分離可能性が存在する。

よって、ボウルズは経済人仮説のような強い合理的人間観を否定するが、インセンティブに基づく政策の可能性を完全に否定するわけではなく、むしろ、インセンティブに沿うケースと沿わないケースを区別し、それに適した政策を提言すべきだとしている。確かにオールドヌク倫理学の主張するとおり、インセンティブに基づく政策が有効な場合はありうる。しかし、もしそれが負の影響を与えるのであれば、むしろ意図した効果とは反対の結果になるかもしれない。

ボウルズによれば、負の効果が個人の経験や選好に大きく影響を受けるケースを「カテ

ゴリーのクラウドイングアウト」, インセンティブの大きさに影響を受けるケースを「限界的クラウドイングアウト」と呼んで区別している (Bowles 2016, p.57, 邦訳52ページ)。

例として, ある公共財ゲームにおいて, 拠出を促すインセンティブがゼロのケース, 最も高い拠出額の個人に与えるボーナスが高い水準のケース, それが低い水準のケースという3つのケースがあるとする。オールドヌンク倫理学のように「経済人仮説」に従えば, ボーナスが高い水準のケースでもっとも拠出額が高くなると想定されるが, ある実験では, 3つのケースでそれほど有意な差がなかった (この実験について詳細はBowles 2016, p.60, 邦訳55ページを参照)。ここで重要なのは, 完全に「経済人」でも, 完全に「社会人」でもなかったということである。このケースでは, 「…インセンティブは働いたものの, それに付随した文化的なダメージも発生したのであった。ボーナスは以前から存在していた社会的選好を取り除いてしまった」 (Bowles 2016, p.61, 邦訳55-56ページ)。このように, インセンティブは倫理的行為付けに正の作用をする場合もあれば, 負の作用をする場合もある^{xiii)}。

5) 近年の制度論: 青木の見解

また, 「比較制度分析」の創始者である青木は, 進化ゲーム理論に依拠することで, 制度論の観点から企業のあり方について高度に理論的な定式化を行っている (cf. Aoki 2001; 青木 2008; Aoki 2010)。青木は明確に新古典派経済学的な前提を否定し, 新制度派経済学などの新しい経済学のアプローチ, さらに社会学や心理学, 人類学など, 隣接諸科学の様々な知見をふんだんに導入し, 組織や社会制度を「認知」という観点からとらえようとする。

青木によれば, 社会や組織における「ゲーム」に参加する個々人は, それぞれに予想や

期待を持ってゲームにし, そのような個人が集まって, 制度や企業組織が構成される。ここでは「共有知識 (common knowledge)」 (Aoki 2010, p.70, 邦訳90ページ) が生じており, それが制度や企業組織の持続性を保証しているのである。

青木の比較制度分析の枠組みにおいては, 現存する様々なルールや制度は, そのような共有認知から発生したものである。また, 制度は多数存在し, 企業が関わる経済ドメインのみでなく, 政治的ドメインにおける動きにも影響を受け, 相互依存的に存在している。よってある制度は別の制度の存在に依存し, さらにその制度が別の制度に依存するという形で相互補完的な関係にある。

青木の見解もまた, 先述の「均衡」アプローチの考え方を否定する。つまり, 唯一絶対に効率的な制度が存在するわけではなく, 歴史や文化などの「経路依存性」によって, いわば偶然的にある制度が成立し, またそれらは他の制度との相互補完によって成立しているため, 制度は合理的な選択の結果ではない, ということである。

青木の見方はオールドヌンク倫理学にとって非常に示唆的である。というのも, 青木の見方は個人の認知と行動と, ゲームあるいはルール, 制度との関連を考察しているからである。ゲームに関与する個々人は, 何らかの行動予想の元に行動戦略を立てるが, その背景には先の「共有知識」がある。アクターはこの「共有知識」を背負って行動予想を立て, 行動戦略を立てる。そしてそれが他者の行動と調和するような均衡状態をもたらすと, さらにそれが「共有知識」に要約・再確認されるのである。こうして再びそれがアクターの行動をコーディネートし, 同じように続いていく。青木のモデルは, このような循環関係を想定している。

これらの見方は, オールドヌンク倫理学, とりわけピーズらのオールドノミクスにおける

「ゲーム」「メタゲーム」「メタ・メタゲーム」と関連している。彼らの議論における「メタ・メタゲーム」は、いわば青木の「共有知識」と類似している。しかしながら、オールドヌンク倫理学はあくまで個人の合理的な選択を出発点としているのに対し、青木のモデルではそれらは合理的選択とは切り離された、歴史的な経路依存性や文化・規範などと関連付けられる。これらは合理的な選択の結果として生じたものではなく、いわば偶然的に、あるいは様々な要因が絡み合って生成したものであり、それらを所与として受け入れ、それを出発点として、様々な制度やシステムの相互依存の中で行動を選択するのである^{xiii)}。

また青木は、政治的国家と会社の二者関係が相互依存的であり、政治的ガバナンスとコーポレートガバナンスの組み合わせも多種多様であるとする（Aoki 2010, p.80, 邦訳105ページ）。そこには「制度的補完性」が存在し、たとえばある政治的な制度とある経済的な制度は、それぞれ単独で合理的な均衡を持っているわけではなく、お互いに補完的に存在することで、制度としての均衡が保たれているのである^{xiv)}。それはパレート最適状態でないかもしれないが、一度生成されれば、均衡として支配的となりえるのである。

このような青木の比較制度分析を企業倫理の文脈で考えれば、企業は、現状の制度配置をベースとして、個々の企業の「認知」と「行動」「戦略」が、現状の制度配置の中でどのような位置づけを持つのか、相互依存の中でその価値を考える必要がある。自らの行為はそれまでの歴史的経路に依存し、またそこに存在する文化や規範の産物である。それは例えば国家や地方公共団体などによる政策、あるいはその国の文化や規範であり、企業はそれらとの相互作用の中で、適合する行動や戦略を採る必要があるだろう。

3.3 小括

以上、本節ではオールドヌンク倫理学の新展開における、初期の考え方との理論的な「齟齬」、そして近年の制度論における見解から、とりわけ新古典派経済学における経済人仮説のような、完全な合理性を否定する議論を検討してきた。近年の制度論はもちろん一様ではないが、共通するのは、われわれの行動を方向づけ、制約を与えるルールや制度は、人間の合理的な行為や選択の結果ではなく、例えばわれわれが固有に持っている規範意識、あるいは歴史的に形成されてきた文化や価値意識などに影響されていると主張している点である^{xv)}。オールドヌンク倫理学の近年の新しい展開は、「経済人仮説」のような強い合理性を前提とするのではなく、近年の制度論の展開における新しい合理性の見方に沿った議論を展開する方が適切ではないだろうか。次節では、この問題に関連させて、オールドヌンク倫理学の理論的境界と今後の発展可能性について検討する。

4. オールドヌンク倫理学の理論的境界と発展可能性

3.2節で検討した近年の制度論は、オールドヌンク倫理学にとっても重要なアプローチだと考えられるが、われわれは、オールドヌンク倫理学が3.2節で取り上げた諸アプローチに対して真正面から検討している業績を寡聞にして知らない。むしろ、リュートゲの議論は利己的で合理的な人間観が置かれているし、ピーズらのオールドノミクスにおいても「合理的選択」の考え方が堅持されており、非合理的な人間像については基本的に想定していないように見える。

前節で検討したアプローチは、当然オールドヌンク倫理学とは前提が異なるのであり、これらの主張を持って直接、オールドヌンク倫理学がこれらのアプローチを検討していないこ

とを批判することは当然できない。しかし、オールドヌンク倫理学の主張内容の変化は、これら主張との関連を検討する必要性をもたらしていると言える。ここでは、3節での検討を踏まえて、オールドヌンク倫理学の理論的問題と理論的な発展可能性について検討しよう。

もともとオールドヌンク倫理学は、3.2節における「均衡」アプローチの性質を持っていたが、先に見たような理論的拡張は、そのような「均衡」としてのアプローチからの逸脱を示唆しているといえる。合理主義的な想定を置きながら、他方でそれを超越するような概念を導入するというとき、そのロジックはどのように構築されるのだろうか。

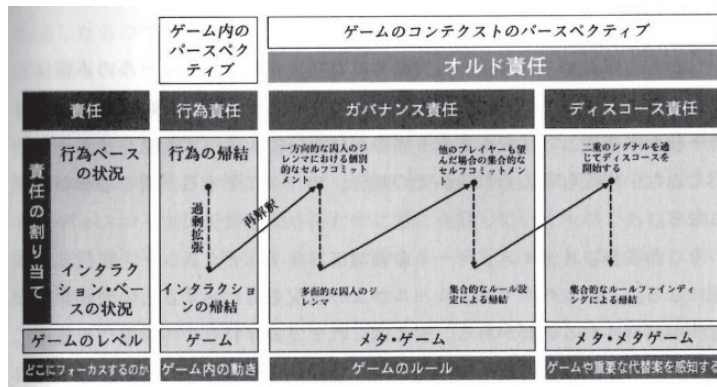
例えば行為のレベルで合理主義的な観点を想定しつつ、「メタ・メタゲーム」のような「文化」「規範」を議論するとなると、文化や規範が経営者などの人間の行為によってコントロールできるというような、ある意味でかなり問題のある主張につながってしまう。もちろん彼らもそれを意識しており、例えば先の図2の通り、ピーズらのモデルにおいては、メタ・メタゲームによるメタゲームへのフレーム化、そしてメタゲームによる基本ゲームの統治という、上位のゲームからの影響関係を想定している。しかし他方で、下の図3

の通り、(基本)ゲームにおけるジレンマが、ゲームのルール(メタゲーム)という上位レベルでの解決を求め、ゲームのルール(メタゲーム)におけるジレンマについて、さらに上位のゲームの理解(メタ・メタゲーム)での解決を求めるという関係にもある。もちろんこれは規定関係ではないが、特に企業倫理を考える場合、このようなジレンマを認識し、解決に向けてドライブする役割を経営者が担うとすれば、それは制度倫理ではなく、個人倫理であり、当初の前提とは対立するものとなるだろう。

ここで、考察のカギとして、ピーズの弟子であり、彼とともに「オールドノミクス」を推進するベックマン(M. Beckmann)が、オールドノミクスの「メタ理論」として、社会学者ルーマン(N. Luhmann)の「社会構造とゼマンティック(Gesellschaftsstruktur und Semantik)」(Vgl. Beckmann 2010; Luhmann 1980)の議論を参照していることに注目したい。

周知の通り、ルーマンはシステム理論という観点から社会の一般理論を構築しようとし、『社会システム』(Luhmann 1984)をはじめとして膨大な数の業績を残したが、そのようないわゆる「社会の理論」のプロジェクトと

図3 異なる社会状態における責任を解釈するためのコンセプト・フレームワーク
(Beckmann / Pies 2016, p.237)



は別の系統の研究として、今回問題となる「社会構造とゼマンティック」に関する議論がある。この議論は、高橋（2002）によれば知識社会学の領域に属するものであり、さまざまな思想・観念の歴史的な変遷を、社会構造との関連から考察した業績である。これらの議論は系統が異なるとはいえ、当然ルーマンの主要な研究である社会理論のアプローチとも関連している。

ルーマンによれば、われわれの社会における構造（社会構造）は、古代、前近代の時代から近代にかけて、環節的分化、階層的分化、機能的分化へと変化していったという（Luhmann 1980; Luhmann 1997; Baraldi / Corsi / Espojito 1997）。

環節的分化とは血統、家族、地域などによって分かれていた段階である。ここでは口頭によるコミュニケーションが中心となり、顔の見える親しい関係の中で同質的な社会関係が形成されているのみである。

一方、その後出現した階層的分化の段階では、異質性が表れる。例えば中心と周辺、上流階級と下流階級などのような形で、不平等な世界が出現する。階層の上下で富やその他様々な資源の配分に不平等が生じ、格差が生じる。その格差は、上位層にとっては富の増大の原資ともなり得る。

現代社会を特徴づけているのが機能的分化の段階である。この段階では、階層的な秩序の絶対性が消滅し、全体社会は政治、経済、科学、教育など、様々な部分システム（サブシステム）に機能分化し、それぞれの部分システムはそれぞれ固有の「コード」によって固有の機能を自律的に遂行している。例えば経済システムは「支払う／支払わない」というコードによって全体社会の中でコミュニケーションを紡いでおり、それ以外のコードによるコミュニケーションはありえない。このような部分システムが同時的にコミュニケーションを紡ぐことで、全体社会は機能す

ることになる。よって機能分化した社会では、特定の部分システムによる包括的支配といった階層性は生じない。機能分化した社会においても、以前の環節性、階層性は消滅しているわけではないが、主要な分化形式とはなりえない。

オールドヌンク倫理学やオールドノミクスが問題とするのは、このような機能分化が主流となった現代社会における「道徳（モラル）」や「責任」などの概念の理解である。機能分化する以前の社会、例えば階層的分化の段階では、これらの概念は階層の上位から発せられるものとして一元的に把握されていた。道徳や責任を担うのは単一の部分であり、そこから道徳を根拠付けることが可能であった。しかし機能分化した社会では、すべてを統一的に把握する場所は存在せず、物事を絶対的に根拠付けることはできない。あらゆる物事がそれぞれの機能分化した部分システムによって独自のコードの観点からコミュニケーションされ、それが折り重なって社会が（後付的に）構成される。

よって、道徳規範も社会全体に絶対的なものとして普遍的に浸透するわけではなく、様々な意味合いでコミュニケーションされるのである。オールドヌンク倫理学やオールドノミクスは、このような「機能分化した社会」を前提として、倫理規範を絶対視してそれを個人に押し付けることは不可能だとし、個人が望ましい行動を取ることができるように、ルールや制度によってそれを誘導し、またそのルールや制度を望ましいものにするためのディスコースを誘発することを目論むのである。

このような問題意識はオールドヌンク倫理学の創設者ホーマンがすでに意識していたことであるが（Vgl. Homann / Blome-Dress 1992, S. 108）、しかし、そもそもルーマンの議論は、システム理論に依拠していることからわかるとおり、オールドヌンク倫理学のような個人主義的な、合理的選択的な前提には

立っていない。それどころか、ルーマン社会システム理論は人間を考察の中心においておらず、さらに言えば、人間は一個の「人間」としてさえ捉えられておらず、人間の「心理」が社会システムの環境という位置づけとなっている。

他方、オルドノミクスは合理的選択の観点から、個人の行為を出発点とする^{xvi)}。この意味で、オルドノミック・アプローチはルーマンの「社会構造とゼマンティック」の議論を「メタ理論」の議論としているものの、決して方法的な基盤として受け入れるわけではない^{xvii)}。

このことはベックマンも指摘しており (Vgl. Beckmann 2010, Kapitel 1), ここで殊更強調すべきことではないものの、しかし彼らの「3レベルモデル」における「ルール」と「意味」の議論の重要性を考えると、彼らが単に「ルーマン理論から学ぶ」という以上の帰結をもたらすように思われる。

というのも、われわれの見解では、ルーマン理論のエッセンスは、「社会構造とゼマンティック」の区別それ自体にあるのではなく、むしろ構造ないしは諸概念、さらに社会のあらゆる側面が、「いかようであり、いかようでありえたのか、さらにそれは、いかようではありえなかったのか」という、(社会事象の)「複雑性」あるいは「偶発性」にある。今ある社会構造や諸概念の背後には、無数の実現されなかったそれらがあり、またそれらは今後も潜在的に存在し続ける。ゼマンティックとは「概念の備蓄」であり、ある概念の背後には別の様々な潜在的な概念があり、それらの偶発性と社会構造の成立の偶発性が相互依存的に考察されているのである。この点は、オルドヌク倫理学あるいはオルドノミクスのような決定論的な世界観とは相容れない部分であろう。

そうであれば、何もルーマンの議論を参照しなくとも、意味論的な議論は展開可能では

ないだろうか。それがまさに、3節で取り上げた、近年の制度論的な議論である。これらはいずれも純粋な合理性を前提とはしない議論だが、オルドノミクスを含めたオルドヌク倫理学が参照すべき議論と思われる。われわれの見解では、オルドヌク倫理学の近年の展開に沿えば、ルーマンよりも、これら近年の制度論的議論の方が、理論的齟齬が少ないように思われる。これらの議論は、弱い形であっても人間の合理性を前提としており、オルドヌク倫理学ないしオルドノミクスの理論との親和性はルーマンよりも高い。

また、ルーマン理論をオルドヌク倫理学の観点から参照することには懸念もある。上述の通り、例えばいったんルーマンの議論を参照し、その社会の複雑性や、社会構造と意味論の相互作用を検討した上で、しかしオルドヌク倫理学の合理的選択の立場を堅持することにより、例えば経営者が社会を操作するという、かつてルーマン理論にも向けられた「テクノクラート」的な批判が向けられることになるだろう。オルドヌク倫理学は、「社会構造とゼマンティック」の関係をリスクではなくチャンスだと捉えているが (Vgl. Beckmann 2010, S. 69), ルーマンは徹底して記述的な立場から、複雑な社会が「他でもありえたこと」をつねに孕みながら、いわば後付け的に構成されることを強調してきたのであり、このような理論的立場から見れば、オルドヌク倫理学あるいはオルドノミクスの議論において、経営者という強い権力を持つ主体が、自らの利益のみに沿うような施策を意味レベルで行うことができると主張することは、まさに強い還元主義であり、企業倫理から見ても慎重に議論すべき側面である。

この意味でも、オルドヌク倫理学においては、本稿で検討した、合理性を批判的に検討する制度論的アプローチの導入可能性を検討すべきだと思われる。とりわけ、オルドヌ

ンク倫理学の近年の新しい展開を考えると、合理主義的な想定を取る制度論よりも、青木の「比較制度分析」のような、合理性を想定しない制度論の方が、論理の一貫性を担保できるのではないかと考えられる。

5. おわりに

以上、本稿では以下のことを明らかにした。

- 1) 本稿では、ドイツの経済倫理・企業倫理の代表的アプローチである「オールドヌンク倫理学」の理論的基盤を探るために、まずリュトゲによる哲学的な基礎付けを確認した。リュトゲによれば、オールドヌンク倫理学は「自然主義を基礎とする倫理学」であり、その基礎にはヒューム、ゴティエ、ビンモアといった哲学者がいる。これらの論者はいずれも、利己的な人間を前提とし、人間は自らの利益のために倫理規範に従うと想定する。この点で、ハーバマスのような、自己利益を超えた倫理規範を想定する、いわゆる「道徳的余剰」を想定するアプローチとは根本的な想定が異なることを確認した。
- 2) 続いて、そのような基礎を持つオールドヌンク倫理学の最近の展開について検討した。近年のオールドヌンク倫理学は、従来の「経済人仮説」のような強い合理性を緩める傾向があること、さらに、従来の行為とルール二元論から、行為とルール、そしてルールを方向づける意味やディスコースのレベルを考慮するという3次元モデルを展開していることを確認した上で、このような新しい展開を考える上では、近年の制度論における新しい議論を参照する可能性があるとして、本稿では、「制度」の基本的定義を踏まえた上で、グアラ、ヒース、ボウルズ、青木の議論を参照してその特質を検討した。

これらの主張は一様ではないが、しかしいずれも、経済人仮説のような強い合理性を前提とはしておらず、人間が合理的なインセンティブのみで行動するわけではないこと、そして経路依存的に形成された価値規範、ルールの相互依存性等が倫理的行動にも影響を与えることを論じていた。

- 3) 以上の議論を踏まえ、オールドヌンク倫理学の近年の展開を考えると、当初の強い合理性と厳格なルール志向の議論と近年の議論には齟齬があるように見える。オールドヌンク倫理学においては、本稿で取り上げた制度論の新しい展開についてはほとんど触れられていない一方で、オールドヌンク倫理学の発展的アプローチであるオールドノミクスを強力に展開するピーズやその弟子のベックマンは、社会学者ルーマンの「社会構造とゼマンティック」の議論をベースに3次元モデルを展開している。しかし本稿では、彼らの議論はルーマン理論を基礎理論とすることなく社会構造とゼマンティックの議論を導入しているため、いわば表面的な議論に終始しており、その意味で、合理性を前提とするオールドヌンク倫理学にとっては、やはり近年の制度論の展開を考慮すべきであると指摘した。

オールドヌンク倫理学は、創始者ホーマンの時代には理念的な主張に終始していたが、その弟子達が独自の主張を展開するにつれ、理論的な発展が見られる。本稿で取り上げたリュトゲによる哲学的な基礎付けや、オールドノミクスによる3次元モデルがその一例だが、他方で、経済学や制度論の新しい展開に対しては、細かな言及は見られるものの、積極的な検討の跡が見られない。今後のオールドヌンク倫理学の発展においては、これらのアプローチに対してどのような立場を取るのか、

態度を明らかにするべきだろう。

〔注〕

- i) リュトゲによれば、「ジレンマ構造」は「囚人のジレンマ」に限られるものではなく、チキンゲームやタカハトゲームなど、様々な状況を含むという (Lütge 2012, S. 99, Fußnote 17)。
- ii) 倫理学における自然主義については、例えば奈良 (2018), 160ページを参照。
- iii) 「自然主義的誤謬」とは、自然に存在するものによって「善」を定義することはできないと主張するものである。
- iv) リュトゲによれば、ヒュームは、いわゆる「囚人のジレンマ」の問題を認識していた (Lütge 2012, S. 103)。ヒュームは、我々の利己的な性質は変えられず、よって我々はつねに自発的に協力関係を築くことができるわけではないのである。
- v) ゴティエの考え方は徹底的に個人の内面にあるインセンティブに焦点を当てているが、このような考え方が成り立つためには、道徳に従って行動し、一時的な利益の犠牲を感受することが、必ず自己利益につながる保証がなければならない。オールドヌンク倫理学はその保証を「オールドヌンク」に求めているが、ゴティエはあくまで個人の自己利益追求行為のみに焦点を当てている。
- vi) ビンモアについては、リュトゲはオールドヌンク倫理学にかなり近いものと見ているようである。ビンモアのアプローチについては脚注viiも参照。
- vii) また、リュトゲは先に取り上げたビンモアについても、「道徳的余剰」の観点から分析する。上述のように、ビンモアはゲーム理論の観点から道徳を「コミットメント」という視点で考察していた。なぜ人はコミットメントを行うのか。これについてビンモアは、「エンパシー (empathy)」概念に注目する。これは、合理的なアクターが自身の行動を他者の行動に上手く

適応させるために持つものであるが、ビンモアによれば、それは「シンパシー (sympathy)」とは異なるものである。「シンパシー」は、あるアクターが別のアクターに感情移入し、その際別のアクターの選好を自分の選好として引き継いでいることがそのアクターの行動から推論できることを指す。他方「エンパシー」は、あるアクターが別のアクターの状況に感情移入するが、しかし彼自身の選好を維持していることが彼の行動から推論できるような状態である。あるアクターは、別のアクターに「エンパシー」を感じているが、自分の選好と他者の選好が違うものであり、評価や比較が可能と判断している (Vgl. Lütge 2012, S. 142ff)。ビンモアのこのような議論は、オールドヌンク倫理学の基本的想定と一見適合しない、いわゆる「道徳的余剰」の議論のように見えるが、リュトゲによれば、この「エンパシー」概念は「道徳的余剰」ではないとしている (Vgl. Lütge 2012, S. 143ff)。というのも、この「エンパシー」は、他の「道徳的余剰」と異なり、囚人のジレンマ状況においても他者が搾取できないものだからである。どのアクターも、他のアクターに対して「エンパシー」を発揮することができ、搾取しようとしている状況を追体験できるため、搾取は不可能なのである。リュトゲによれば、この「エンパシー」は単なる個人的な選好ではなく、どんな人間も持っている、人間を構成する本質的で重要な性質である。この意味で、ビンモアのアプローチは、ハーバマスやロールズの「道徳的余剰」を前提とする理論と異なるのだという。

viii) ズーハネクは、自らの経済倫理・企業倫理を「相互作用倫理 (Interaktionsethik)」と呼んでおり (Suchanek 2015, S. 16, 邦訳17ページ)、オールドヌンク倫理学の「制度倫理」からの発展、あるいは離反を志向していることがうかがえ

- る。
- ix) オルドノミクスについては、例えば柴田 (2017) を参照。
- x) これら弟子達の議論を受けてか、当のホーマン自身も、弟子たちのこのような議論に追従し、ディスコースレベルでの責任を議論し始めている (Vgl. Homann 2008)。
- xi) ボウルズは次のように述べている。(四人のジレンマ・ゲームにおいて)「プレイヤーが裏切るとき、それは往々にして、彼らが受け取るより大きな利得によって誘惑されるからではない。他のプレイヤーが裏切るかもしれないということを知っているからであり、自分自身の協力を他のプレイヤーが悪用するという考えを嫌うからである」(Bowles 2016, p.42, 邦訳38ページ)。
- xii) ボウルズによると、ある場所で行われた「負の公共財ゲーム」において、罰金がプレイヤーの「社会的選好の重要性を高め、その結果、資源の過剰利用の抑制に、より大きな、経験に基づく価値を置くことになった」(Bowles 2016, p.64, 邦訳59ページ)。つまり、少額の罰金が社会的選好を高めたのであり、インセンティブが文化的便益を生み出したのである。
- xiii) よって、青木のいう「社会ゲームのルールないし制度は内生的に構築され、均衡特性を持つがゆえに自己拘束的 (self-enforcing) となる」(Aoki 2010, p.70, 邦訳91ページ) という文章における「均衡」という表現は、いわゆる上で挙げた「均衡アプローチ」とは根本的に異なるだろう。上で挙げた「均衡アプローチ」は、合理的な個人を前提としており、基本的に彼らの合理的な選択の結果、制度が生成すると見なされるのである。それは、個々人の合理的な選択が「均衡」しているのである。
- xiv) しかし青木によれば、これは一連の制度が機能面で相互に支え合っている「機能主義」的な視点から説明するものではないとしている (Aoki 2010, p.80-81, 邦訳105-106ページ)。
- xv) すでに上で取り上げたビンモアは、確かに正義を論ずる上で、オルドヌク倫理学同様「自然主義的な社会契約論」を展開するが、彼は社会契約を、人々の「共通理解」あるいは「文化的慣行」の集合と見なしていた (cf. Binmore 2005)。確かにそれは「均衡」であるが、しかし先述の「複数均衡の選択」という問題においては、文化が大きな役割を演じているという。
- xvi) もっともオルドノミクスは、人間行為そのものに焦点を当てているわけではなく、「意図せざる帰結」のような、社会における人間の相互作用から生まれる「社会的」問題を考察中心としており、その意味でポパー (K. R. Popper) 流の「状況理論」だと彼らは称しているが (Beckmann 2010, S.302; cf. Popper 1957)、それはいわば、心理学に基づくことなく、個人主義的な観点から社会科学の問題を解こうとしていると言える。
- xvii) ルーマンが「社会構造とゼマンティック」を“*Gesellschaftsstruktur und Semantik*”と称しているところを、ベックマンは“*Sozialstruktur und Semantik*”と称している。これは、ルーマンの議論が「Gesellschaft = 全体社会」に関する理論であるのに対し、オルドヌク倫理学ないしオルドノミクスが「Sozial = 人間関係」に考察の重点を置いていることによる (Vgl. Beckmann 2010, S. 67f.)。

【参考文献】

- Aoki, M. (2001), *Toward a Comparative Institutional Analysis*, MIT Press. (瀧澤弘和／谷口和弘訳『比較制度分析に向けて』NTT出版, 2001年。)
- Aoki, M. (2010), *Corporations in Evolving Diversity: Cognition, Governance, and Institutions*, New York, Oxford University Press. (谷口和弘訳『コーポレーションの進化多様性—集合認知・ガバナンス・制度』

- NTT出版, 2011年。)
- Baraldi, C. / Corsi, G. / Esposito, E. (1997), *GLU: Glossar zu Niklas Luhmanns Theorie sozialer Systeme*, Frankfurt am Main. (土方透／庄司信／毛利康俊訳『GLU—ニクラス・ルーマン社会システム理論用語集』国文社, 2013年。)
- Beckmann, M. (2010), *Ordnungsverantwortung: Rational Choice als ordonomisches Forschungsprogramm*, Berlin.
- Beckmann, M. / Pies, I. (2016), The Constitution of Responsibility: Toward an Ordonomic Framework for Interpreting (Corporate Social) Responsibility in Different Social Settings, in: Luetge, C. / Mukerji, N. (Ed.), *Order Ethics: An Ethical Framework for the Social Market Economy*, Springer International Publishing Switzerland, pp. 221-250.
- Binmore, K. (2005), *Natural Justice*, Oxford University Press. (栗林寛幸訳／須賀晃一解説『正義のゲーム理論的基礎』NTT出版, 2015年。)
- Bowles, S. (2016), *The Moral Economy: Why Good Incentives Are No Substitute for Good Citizens*, Yale University Press. (植村博恭／磯谷明徳／遠山弘徳訳『モラル・エコノミー：インセンティブか善き市民か』NTT出版, 2017年。)
- Brennan, G. / Buchanan, J. M. (1985) *The Reason of Rules- Constitutional political economy*, Cambridge University Press. (深沢実監訳, 菊池威／小林逸太／本田明美訳『立憲的政治経済学の方法論—ルールの根拠—』文眞堂, 1989年。)
- Buchanan, J. M. / Tullock, G. (1962), *The Calculus of Consent : Logical Foundations of Constitutional Democracy*, Ann Arbor: University of Michigan Press. (宇田川璋仁監訳, 米原淳七郎／田中清和／黒川和美訳『公共選択の理論—合意の経済論理—』東洋経済新報社, 1979年。)
- Gauthier, D. (1986), *Morals by Agreement*, Oxford U.P. (小林公訳『合意による道徳』木鐸社, 1999年。)
- Greif, A. (2006), *Institutions and the Path to the Modern Economy. Lessons from Medieval Trade*, New York / Cambridge, Cambridge University Press. (岡崎哲二／神取道宏監訳『比較歴史制度分析』NTT出版, 2009年。)
- Guala, F. (2016), *Understanding Institutions: The Science and Philosophy of Living Together*, Princeton and Oxford, Princeton University Press. (瀧澤弘和監訳・水野孝之訳『制度とは何か—社会科学のための制度論』慶應義塾大学出版会, 2018年。)
- Habermas, J. (1981), *Theorie des kommunikativen Handelns, Band 1: Handlungsrationalität und gesellschaftliche Rationalisierung; Band 2: Zur Kritik der funktionalistischen Vernunft*, Frankfurt am Main. (河上倫逸／M.フーブリヒト／平井俊彦訳『コミュニケーション的行為の理論〔上・中・下〕』未来社, 1985-1987年。)
- Heath, J. (2008), *Following the Rules. Practical Reasoning and Deontic Constraint*, Oxford University Press. (瀧澤弘和訳『ルールに従う—社会科学の規範理論序説』NTT出版, 2013年。)
- Homann, K. (1994), Homo oeconomicus und Dilemmastrukturen, in: Sautter, H. (Hrsg.), *Wirtschaftspolitik in offenen Volkswirtschaften*. Festschrift für Helmut Hesse zum 60. Geburtstag, Göttingen, S. 387-411.
- Homann, K. (2008), Profit and Morality in Global Responsibility, in: Conill, J. / Luetge, C. / Schönwälder-Kuntze, T. (Ed.), *Corporate Citizenship, Contractarianism and Ethical Theory. On Philosophical Foundations of Business Ethics*, Routledge, London / New York, pp. 79-86.
- Homann, K. / Pies, I. (1991), Wirtschaftsethik und Gefangendilemma, in: *Wirtschaftswissenschaftliches*

- Studium (WiSt)*, 20 (12), S. 608-614.
- Homann, K. / Blome-Drees, F. (1992), *Wirtschafts- und Unternehmensethik*, Göttingen.
- Homann, K. / Suchanek, A. (2005), *Ökonomik – Eine Einführung*. (2.Aufl.), Tübingen.
- Hume, D. (1739-40), *A Treatise of Human Nature. Being an Attempt to introduce the experimental Method of Reasoning into Moral Subjects*, Book III. 'Of Morals', London. (伊勢俊彦／石川徹／中釜浩一訳『人間本性論 第三巻 道徳について』(普及版) 法政大学出版局, 2019年。)
- Kirchgässner, G. (2013), *Homo Oeconomicus*, 4., ergänzte und aktualisierte Auflage. (1.Aufl., 1991), Tübingen.
- Luetge, C. (2008), Civilizing the Barbarians? On the Apparent Necessity of Moral Surpluses, in: Conill, J. / Luetge, C. / Schönwälder-Kuntze, T., *Corporate Citizenship, Contractarianism and Ethical Theory. On Philosophical Foundations of Business Ethics*, Routledge, New York, pp. 119-133.
- Luetge, C. (2015), *Order Ethics or Moral Surplus. What Holds a Society Together?* Lexington Books.
- Luhmann, N. (1980), *Gesellschaftsstruktur und Semantik: Studien zur Wissenschaftssoziologie der modernen Gesellschaft*, Bd.1, Frankfurt am Main. (徳安彰訳『社会構造とゼマンティック 1』法政大学出版局, 2011年。)
- Luhmann, N. (1984), *Soziale Systeme. Grundriß einer allgemeinen Theorie*, Frankfurt am Main. (馬場靖雄訳『社会システム—或る普遍的理論の要綱 (上) (下)』勁草書房, 2020年。)
- Luhmann, N. (1997), *Die Gesellschaft der Gesellschaft*, Frankfurt am Main. (馬場靖雄／赤堀三郎／菅原謙／高橋徹訳『社会の社会 1・2』法政大学出版局, 2009年。)
- Lütge, C. (2012), *Wirtschaftsethik ohne Illusionen. Ordnungstheoretische Reflexionen*, Mohr Siebeck, Tübingen.
- Lütge, C. (2014), *Ethik des Wettbewerbs. Über Konkurrenz und Moral*, Beck. (嶋津格訳『「競争」は社会の役に立つのか—競争の倫理入門』慶應義塾大学出版会, 2020年。)
- North, D. (1990), *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*. Cambridge University Press. (竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房, 1994年。)
- Pies, I. (2015), Der ordonomische Ansatz, in: v. Aaken, D. / Schreck, P. (Hrsg.), *Theorien der Wirtschafts- und Unternehmensethik*, Berlin, S. 79-108.
- Pies, I. / Hielscher, S. / Beckmann, M. (2009), Moral Commitments and the Societal Role of Business: An Ordonomic Approach to Corporate Citizenship, in: *Business Ethics Quarterly* 19: 3, pp. 375-401.
- Popper, K.R. (1957), *The Poverty of Historicism*, London. (久野収／市井三郎訳『歴史主義の貧困——社会科学の方法と実践』中央公論新社, 1961年。)
- Rawls, J. (1971), *A Theory of Justice*. Harvard University Press. (川本隆史／福岡聡／神島裕子訳『正義論』紀伊國屋書店, 2010年。)
- Suchanek, A. (1994), *Ökonomische Ansatz und theoretische Integration*, Tübingen.
- Suchanek, A. (2007), *Ökonomische Ethik*, 2. Aufl. (1. Aufl. 2001), Tübingen.
- Suchanek, A. (2015), *Unternehmensethik. In Vertrauen investieren*, Tübingen. (柴田明ほか訳『企業倫理：信頼に投資する』同文館出版, 2017年。)
- 青木昌彦 (2008), 『比較制度分析序説—経済システムの進化と多元性—』講談社学術文庫。
- 柴田明 (2017), 「ドイツ経済倫理・企業倫理におけるオールドノミック・アプローチに関する一考察」関西学院大学商学研究会『商学論究』第64巻第2号, 169-199ページ。

オルドヌンク倫理学の哲学的基礎・近年の新展開とその理論的課題

高橋徹 (2002), 『意味の歴史社会学—ルーマンの近代ゼマンティック論』世界思想社。

奈良雅俊 (2018), 「实在論・認知主義」赤林朗／児玉聡編『入門・倫理学』勁草書房。

(Abstract)

This article aims to explore the theoretical problems of “Ordnungsethik” in German business ethics by analyzing their philosophical foundation and new theoretical development. At first, we investigate the philosophical foundation of “Ordnungsethik” by C. Luetge and make sure that this approach is based on the discussion which attach importance to self-interest in Business Ethics. Next, we review the new theoretical development of “Ordnungsethik” and confirm that there is an inconsistency between their original assumption and their new approach. Besides, we also consider the new theoretical approaches of institution theories, which isn’t based on the assumption of strict rationality and analyze the future developmental possibility of “Ordnungsethik” by reconsidering the sociological theory of N. Luhmann.